

毎月勤労統計調査特別調査についてのお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、7月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

御多忙のこととは存じますが、調査の重要性を御理解いただき、調査に御回答くださいますようお願いいたします。

厚生労働省
静岡県

集計結果や調査に関するお問い合わせは、

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県知事直轄組織デジタル戦略局

統計調査課経済班

TEL 054-221-2245

FAX 054-221-3609

調査の結果は、インターネットでも御覧になれます。

統計センターしずおか

<https://toukei.pref.shizuoka.jp/>